

## はじめに

国税庁の実績評価については、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）に基づき、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標の設定、目標に対する実績の評価及びそれらの公表を行うこととされています。

このため、財務省では、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定（平成31年3月改定））に基づき、財務省の政策評価に準じて国税庁の実績評価を行っています。

また、同計画において、国税庁の実績評価の対象期間を7月から翌年6月までと定めるとともに、6月末までに実施計画を策定した上で、翌年の10月末を目途に評価を行うこととしています。

なお、国税庁の実施計画の策定及び評価に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催し、有識者の方々から御意見をいただいています。

更に、国税庁では、実施計画及びその評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を確実に実行することとしています。

このように、財務省においては、国税庁の達成すべき目標を設定した上で、その実績評価を適正に行うことにより、国税庁の行政の更なる改善を進めるとともに、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

令和3年6月  
財 務 省